

## 「評価システム改革の推進」に向けての論点例について

### 1. 改革の方向（第3期科学技術基本計画より抜粋）

#### 第3章 科学技術システム改革

##### 2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

###### （5）研究開発の効果的・効率的推進

###### 評価システムの改革

###### （改革の方向）

**創造への挑戦を励まし成果を問う評価となるよう、評価の観点として、評価が必要以上に管理的にならないようにすることや、研究者が挑戦した課題の困難性も勘案し意欲喚起を図ること、独創的で優れた研究者・研究開発を見いだし育てることのできる資質を持つ評価人材を養成・確保すること等に努める。**

**世界水準の信頼できる評価となるよう、評価の実施に当たって、評価対象や評価時期、評価目的等に応じて適切な調査・分析法及び評価法を選択すること、評価手法の開発・改良を進めること、若手を含む評価人材（評価に精通した個別分野の専門家、府省や機関等の職員、評価を専門分野とする研究者等）の養成や評価能力の向上を図ること等に努める。**

**活用され変革を促す評価となるよう、評価が戦略的な意思決定を助ける重要な手段であることを十分認識し、誰がどのように評価結果を活用するかをあらかじめ明確にした上で、評価目的を明確かつ具体的に設定すること等に努める。**

なお、評価対象の観点からは研究開発施策の評価について、実施時期の観点からは追跡評価について、その実施状況に鑑み、一層の定着・充実を図っていく。

###### （効果的・効率的な評価システムの運営）

評価の不必要的重複を避け、評価の連續性と一貫性を保ち、**全体として効果的・効率的に評価システムを運営していく**観点から、研究開発を実施する府省や機関等は、評価システムの運営に関する責任者を定め、**評価の相互連携・活用や評価のための体制・基盤の整備等を行うこと**により、評価システムの改善を図る。その際、評価のための予算の確保、**評価人材の養成・確保、データベースの構築・管理等**を進める。

### 2. 改革に向けた論点の例

#### （1）評価の効率化

- ・研究者／マネジメント者等の評価作業の効率化・軽減等（評価疲れ？の解消）
- ・府省や機関等における評価のための体制の現状と改革の方向

#### （2）評価の活用

- ・研究者／マネジメント者等による評価結果の活用の促進（研究活動への反映等）
- ・研究の持続的発展への評価の活用（評価時期の前倒しや評価結果の相互活用等）

#### （3）評価の質の向上

- ・評価手法の高度化、評価基準の明確化、評価の公正／公平化等

#### （4）評価人材の養成・確保

- ・質の高い評価者の養成／確保等
- ・若手の評価者の育成／活用等

#### （5）総合科学技術会議が自ら行う評価の在り方

- ・事前評価の前提要件（明確な計画の策定等）
- ・評価結果のフォローアップの方法
- ・中間評価、事後評価等の方法、今後の具体的な取組